



カタログポケット このアイコンを探してね
QRコード



●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
FAX (043) 444-0815
ホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

人口の動き 6月1日現在 人口70,788人(前月比-63人) 男36,099人女34,689人世帯数31,483世帯

記号の見方

日時
場所
会場

内容
対象
定員
費用

申し込み
締め切り

持ち物
お問い合わせ

FAX 444-0815

1つづきは2ページへ

平成30年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納付書を送付します =納期内納付にご協力を=

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。

納付の際は納付する期分の納付書を確認のうえ、忘れずにお持ちください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は、保険に加入している人(被保険者)を対象に、病気やけがの際に備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支えあうための財源となるものです。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税(料)を納める義務」があります。

国民健康保険税

保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。(平成29年度と同率)

保険料の納付方法

納付方法は次の2種類です。
・特別徴収(年金から天引き)
・普通徴収(口座振替や納付書による納付)

特別徴収の対象者は、世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳〜74歳の世帯で、年金受給額が年額18万円以上、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。

なお、特別徴収対象者のうち保険税を確実に納付している方は、国保年金課に申し出ることににより、口座振替による納付に変更できます。

※特別徴収を10月から開始する方は、納税通知書の課税世帯の明細書「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産、リストラによる失業などで、国民健康保険税の納付が困難な場合、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合があります。

早めに、国保年金課または納税課までご相談ください。

保険料の軽減

世帯の合計所得額が基準額(4月1日に一部拡充)以下の場合には保険税が軽減されます。

※所得の申告をしていないと軽減が受けられません。

①平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が2分の1軽減され、6〜8年目の特定継続世帯は4分の1軽減されます。

②低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ、移行前と同様の軽減が受けられます。

③被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請をすると軽減が受けられます。

非自発的理由で

離職された方は申請を

平成22年3月31日以降に倒産・解雇などにより離職された65歳未満の方で、雇用保険特定受給資格者および特定理由離職者(非自発的失業者)の方は、離職翌日からその翌年度末までの期間は、申請することで軽減が受けられます。

※新たに、会社の健康保険に加入した時点で終了です。

年度途中で75歳を迎える方へ

国民健康保険に加入してい

た方が、年度の途中で75歳を迎えた場合、国民健康保険に代わり後期高齢者医療保険に加入することになります。

75歳の前月分までは国民健康保険税として課税され、75歳の月からは後期高齢者医療保険料として後日、納付書が送付されます。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

保険料算定の基礎

・均等割額 41000円
・所得割率 7・89%
・保険料上限額 62万円

保険料の納付方法

納付方法は、年金受給額などによって異なります。

納付方法は次の2種類です。
・特別徴収が優先されます。
・普通徴収(口座振替や納付書による納付)

特別徴収の対象者は、年金受給額が年額18万円以上、後期高齢者医療保険料と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない方です。

①4月の年金から天引きされている方
すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から翌年2月に支給される年金から天引します。

※納付済みの保険料が、決定

した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ、差額をお返しします。

②10月の年金から

天引きされる方
平成29年10月1日〜平成30年4月1日の期間に、八街市に転入された方や75歳になられた方(普通徴収の対象者を除く)などは、7月〜9月は納付書で納付し、10月の年金から天引きを開始します。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きします。優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても、保険料が天引きされない場合があります。

保険料納付方法の変更

特別徴収の方は、国保年金課に申し出ることで口座振替による納付を選択できます。

保険料の軽減

「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載してあります。

①後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。
※軽減後の均等割額は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。

②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は所得割はかからず、均等割が5割軽減されます。